



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会社名 夢 み つ け 隊 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 佐 々 木 ベ ジ
(コード 2673)
問合せ先 取 締 役 加 藤 和 弘
(TEL 03-5369-7831)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、特に有利な条件により新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成24年6月27日開催予定の当社第32期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を付与する目的および特に有利な条件で発行する理由
当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社および当社関係会社の取締役、従業員、顧問、取引先並びに社外協力者に対して、下記要領に記載の内容の新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社および当社関係会社の取締役、従業員、顧問、取引先並びに社外協力者に対し割り当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 390,000 株を上限とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の総数

390 個を総数の上限とする。（各新株予約権の目的となる株式の数は 1,000 株とする。ただし、

上記(2)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(4) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金銭等の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1株当たり70円の払込金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成24年8月31日から平成25年8月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社および当社関係会社の取締役である場合には、当該新株予約権の権利行使時においても、当社および当社関係会社の取締役の地位にあることを要する。また、新株予約権者が当社および当社関係会社の従業員、顧問、取引先並びに社外協力者である場合には、当該新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社関係会社の従業員、顧問、取引先並びに社外協力者の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権の相続は認めないものとする。

③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとする。

④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づくものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

① 当社は、新株予約権者が上記(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくな

った場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(注) 上記内容の新株予約権の発行については、平成24年6月27日開催予定の当社第32期定時株主総会において承認されることを条件といたします。

以上